

# 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例

令和6年10月11日

条例第37号

## (設置)

第1条 要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その有する能力に応じ必要な支援を行う事業の場を提供するための施設として、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設(以下「福祉施設」という。)を設置する。

## (位置)

第2条 福祉施設の位置は、那覇市字真地277番地とする。

## (福祉施設の用途)

第3条 福祉施設は、複合型サービス(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第23項に規定する複合型サービスであって、法第42条の2第1項本文の指定を受けて行うものをいう。第5条第1項において同じ。)を行う事業の用に供するものとする。

2 福祉施設は、前項の事業の用に供するのに併せて市長が適当と認めるサービスを行う事業の用に供することができるものとする。

## (利用許可等)

第4条 福祉施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、市長が公告する期間内に、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 前項の申請が複数あった場合には、市長は、規則で定める事項を審査して、利用許可(第1項(第6項において準用する場合を除く。)の規定による許可をいう。以下同じ。)をする者を選定するものとする。

4 市長は、次に掲げる者には、利用許可をしてはならない。

(1) 第2項に規定する期間内に同項の申請をしない者

(2) 規則で定める事項を審査した結果、福祉施設を利用させるのに不適当であると認める者

(3) 前項に規定する場合において、同項の規定により選定されなかった者

5 市長は、利用許可をするに当たっては、福祉施設の管理上必要な条件を付すことができる。

6 第1項、第2項及び前項の規定は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、第1項(この項において準用する場合を含む。)の許可を受けた事項を変更しようとする場合及び次条第2項の規定による更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第2項中「市長が公告する期間内」とあるのは、「規則で定める日まで」と読み替えるものとする。

## (利用期間)

第5条 福祉施設を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)の末日は、法第42条の2第1項本文の指定(複合型サービスに係るものであって、福祉施設を当該指定に係る複合型サービスを行

う事業所とするものに限る。以下「事業者指定」という。)の有効期間の初日から起算して6年を超えない範囲内で市長が定める日とする。

2 市長は、1回に限り6年を超えない範囲内で利用期間を更新することができる。ただし、事業者指定について法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の更新がない場合は、この限りでない。

(使用料)

第6条 利用者は、福祉施設の利用に係る使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、利用期間の初日から事業者指定の有効期間の初日の前日までの間の利用については、この限りでない。

2 使用料は、月ごとに、市長が定める日までに納付しなければならない。

3 使用料は、1月につき、174,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、事業者指定の有効期間の初日又は利用期間の末日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、同項に規定する額を当該月の日数で除して得た額に当該月における利用期間(第1項ただし書に規定する期間を除く。)の日数を乗じて得た額とする。

5 前項の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の全部又は一部の免除)

第7条 市長は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 天災その他不可抗力又は福祉施設の管理上の理由により、第3条に規定するサービス(福祉施設を事業所として行うものに限る。)の全部を4日以上継続して提供することができない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

(使用料等の還付)

第8条 既に納付された使用料は、これを還付しない。

2 前条の規定による免除その他の理由により過誤納が生じたときは、当該過誤納となった額を還付するものとする。

(利用者の費用負担)

第9条 利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用に要する費用

(2) ごみその他の廃棄物の処理に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める費用

(禁止事項)

第10条 利用者は、福祉施設を第3条に規定する事業の用以外の用に供してはならない。

2 利用者は、福祉施設を利用する権利を他の者に譲渡してはならない。

3 利用者は、福祉施設の設備(市長が定めるものを除く。以下この項において同じ。)を変更し、又は福祉施設に他の設備を施してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消さなければならぬ。

(1) 事業者指定を拒否する処分を受けたとき。

(2) 利用期間の初日の属する月の翌々月の初日までに事業者指定を受けていないとき。

(3) 事業者指定を受けている者でなくなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は福祉施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用者が、第3条第1項に規定するサービス(福祉施設を事業所として行うものに限る。)の全部を90日以上継続して提供しないとき。

(2) 利用者が、第6条第2項に規定する日までに使用料を納付しないとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 利用者が、第4条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(5) 利用者が、第13条第1項の規定による求めに対し、報告をせず、資料を提出せず、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

(6) 利用者又は利用者の関係者が、第13条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(7) 利用者の関係者が、第13条第1項の規定による質問に対し、陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたとき。

(8) 災害その他の事由により福祉施設を利用させることができなくなったとき。

(9) 福祉施設の管理上市長が特に必要があると認めるとき。

3 前2項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止により生じた利用者の損害については、本市は、その責めを負わない。

(原状回復及び明渡しの義務)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、福祉施設を原状に回復し、これを市長に明け渡さなければならない。

(1) 利用期間が満了したとき。

(2) 利用許可を取り消されたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第13条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、利用者に対し、福祉施設の利用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に福祉施設に立ち入り、その利用の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和7年規則第29号で令和7年6月1日から施行)

(準備行為)

- 2 利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。